

第5回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年3月21日（木）13:00～15:17

2. 場所：合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、翁百合、金丸恭文、
佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、
林いつみ、森下竜一

（政府）西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官

（文部科学省）蝦名初等中等教育局幼児教育課長

（厚生労働省）鈴木審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）、

橋本雇用均等・児童家庭局保育課長、友藤社会・援護局福祉基盤課長

（横浜市）鯉淵こども青少年局長、伊東青少年局緊急保育対策課長、

落合青少年局保育所整備課長

（事業者）山口JPホールディングス代表取締役

（事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、羽深規制改革推進室次長、

中原参事官、武藤参事官、仁林企画官

4. 議題：

（開会）

（1）「規制改革ホットライン」（仮称）の設置について

（2）石炭火力発電に対する環境アセスメントについて

（3）厚生労働省等からのヒアリング（保育に係る規制改革について）

（4）一般用医薬品のインターネット等販売の件について

（閉会）

5. 議事録：

○岡議長 ただ今から第5回規制改革会議を開会いたします。

本日は、稲田大臣、甘利大臣は国会日程の関係で御欠席でございます。また、浦野委員、大崎委員、松村委員は御欠席です。

議事に入る前に、私の方から1点御報告をさせていただきます。3月15日に開催されました産業競争力会議におきまして、規制改革会議の現状報告をしております。そのときに配付した資料を皆様にお配りしておりますので御参照いただければと思います。

報道関係者の方は、御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議題の1といたしまして、規制改革ホットラインの設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○滝本室長 当会からも御提案をいただいておりますけれども、国民、学界、各層から常時規制改革にかかわります提言を受け付ける、そういう仕組みをこしらえてはどうかというものでございます。それに対応して、今回、規制改革ホットライン（仮称）の設置についてということで御提案をさせていただきたいと思っております。

まず「1. 趣旨」に書いてございますように、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進める上において、広く国民や企業などから提案をいただくということで、規制改革に関する提案をインターネット等、等は郵便を念頭に置いておりますけれども、インターネット等を通じて常時受付する規制改革ホットラインを設置する。

その他、規制改革に関する提案の集中受付期間を設けるということで、常時と集中受付期間、この2つを考えてございます。

提案の取扱いでございますが、提案されたものは、規制改革推進室において事実関係などの確認、精査を行いまして、検討要請項目を選定し、随時所管省庁に対しまして検討要請を行う。同時に直近の規制改革会議にも、その旨の報告を行いたいと考えております。

次に規制改革会議等との連携でございますが、所管省庁からの回答につきましては、適宜規制改革会議、ワーキング・グループの場合もございまして、そこに報告する。いずれにしても、ワーキング・グループから親会議に報告するということになるかと思っております。

このうちさらに精査、検討を要すると認められるものにつきましては、必要に応じて規制改革会議ないしはワーキング・グループにおいて対応をするということで、この会議にレベルを上げて議論を続けていくと、そのように考えております。

開始時期につきましては、この趣旨で御了解を得られれば、明日から開始を予定したいと考えております。

以上、申し上げましたことを図示したものが下段の絵でございます。

次のページには、インターネットで受け付ける場合のそれぞれの書式を載せております。

説明は、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○大田議長代理 これの告知は、皆さんがこれの存在を知らないと思えないと思うのですが、どんな方法で。

○滝本室長 今日この終了後の議長会見でも公表していただきますし、明日大臣の方から閣議後の閣僚会見で公表したいと、そのように考えております。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 そうすると、今の件は、私たちが外にこういうのがあるよというのは、何日の何時何分から言っているか、この終了後も言っているのか。

○滝本室長 ここで御了解を得られれば、この会議が終わりましたら、よろしいかと思えます。

○岡議長 この会議が終了次第、大いにPRしていただいたらよろしいかと、実は私も数人からそういうのはないのかと言われて、少し待ってくださいと待ってもらっているケースがございます。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 それでは、本件は、今事務局から説明ありましたような内容で実施したいと思えます。ありがとうございました。

次に、議題の2の石炭火力発電に対する環境アセスメントについて、前回のヒアリング内容を踏まえて審議を行いたいと思えます。前回会議での主な意見をまとめて、事務局から説明してもらいます。よろしくをお願いします。

○仁林企画官 それでは、簡単に御説明させていただきます。

初めに、総論あるいは基本認識に関する御意見を御説明します。本件、石炭火力発電に対する環境アセスメントについては、我が国がCO2問題に役割や責任があるという前提の下で、いわゆる3E、電力の安定性、経済性、環境保全の観点からバランスよく解決を目指していくことは論をまたないといった御意見。

一方で、もともとの国の目標については、原発を増やす方向、一方で火力を減らしているという大きな方向性がありましたけれども、福島事故を受けて原発を減らすという大きな環境変化が起きた中で、従前の目標と整合的ではないという審査はあまりにステイックし過ぎではないかと、むしろもう一度最先端技術である高効率の石炭火力の位置付けをもう少しポジティブに受け止めて対応すべきではないかといったような御意見が出されました。

また、審査技術のみならず、環境アセスメント全体の迅速化に取り組むべきではないか。すなわち不要と思われるような審査項目は極力絞り込んでいくとか、行政側の努力によって期間を短縮すべきであるといったような御意見がありました。

次に各論としては、大きく分けて4つの論点があったかと思っております。

第1に、審査指針で定められたBAT、ベスト・アベイラブル・テクノロジーの審査判断の時期についての論点です。

これについては、アセスメントが進んだ後で判断するのではなくて、アセスメント申請開始時に行うべきではないかといった御意見が大勢だったかと思えます。

第2にBATの判断に用いられる技術に関しては、事業者が申請した時点で、商用化されている世界最先端の技術とすべきではないかといったような御意見がありました。

第3の論点として国の目標等との整合性の審査の在り方については、事業者の予見性が非常に低いという問題に対して、予見性を高めるための審査の手法の在り方について様々な御意見が出されたところです。

最後の論点は、国の温暖化対策に関する目標との審査の整合性の在り方についてです。これについては、国全体で電力のCO2が増加する場合は、それを全体として減らすシステムを検討する必要があるという御発言がある一方で、日本の世界最高水準の火力発電技術を海外に導入することで、地球トータルのCO2を減らしていくといったようなグローバルな環境改善の視点から評価すべきではないかといったような御意見が出されたところでございます。

簡単でございますが、事務局からは以上でございます。

○岡議長 それでは、ただ今の事務局の前の会議を踏まえた説明をベースに審議いただきたいと思えます。どなたでも結構でございますが、御意見がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○大田議長代理 手続がもう少し短縮化できないかという議論が前回出ていたと思うのですが、これは安念先生のところのワーキング・グループで出た意見ですので、改めてここで本会議の意見にさせていただきたく発言します。アセスメントが全て直列になっていて、例えば都知事が終わってから大臣が見るとか、直列になっているのを並列でやったほうがいいのではないかという意見がワーキングで出まして、これは私はそのとおりだと思いますので、短縮の具体的な方法として手続の並列化というのを入れてはどうかと思います。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。よろしいということは、ほぼ意見が出尽くしたということで、方向性もこんなものだろうと私は理解しますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 ということであれば、私としては、次回4月1日の規制改革会議において、この会議としての見解を取りまとめ、できたら発表したいと、こういうスケジュールで進めたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 では、そのようにさせていただきということで、今の大田さんの意見も踏まえ、事務局で取りまとめ案を作って、でき次第、皆さんに配付して、それをベースに4月1日の議論に向かっていくと、このようにしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に議題3に移りたいと思えます。

最優先案件の1つとしている「保育にかかわる規制改革」を議題としますが、まだ到着されていませんか。

○羽深次長 すみません、45分からの予定です。

○岡議長 スムーズに行き過ぎたのですか、分かりました。

それでは、ヒアリングをしてからとっていたのですが、先に私の方から皆さんに保育を取り上げるに当たっての体制について御提案をさせていただき、皆さんの御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

私としましては、今までの「インターネットによる薬販売」、それから、今議論しました「石炭火力の環境アセスメント」と違いまして、次の保育はかなり幅広く奥も深いような気がしております。

したがいまして、この会議が中心で進めていくことについては何ら変わりませんが、より効果的、効率的に進めるために、少人数のチームを作りまして、そこでいろいろ論点整理等々をやっていただいて、それをこの本会議に上げていただくという手法をとりたいと考えております。

具体的には、大田議長代理をヘッドといたしまして、本会議委員の翁委員、安念委員、佐々木委員に、そのチームの委員になっていただくとともに、規制改革会議運営規則第3条に基づく参考人として、お二方、1人は鈴木亘さん、それから山口洋さんを加えたメンバー構成で運営して行っていただきたいと思っております。今の参考人を含めたチームの委員につきましては、私と大田さんで話し合った上のアイデアでございます。

さらに一言つけ加えさせていただきますと、今申し上げた委員以外の方で、興味があると、保育チームで自分もやりたいという方がおられれば、これは当然ウェルカムでございますので、できたらこの場で意思表示していただきたいと思っております。

ということでございまして、この保育について、このような体制で、今申し上げました構成メンバーで進めることにつきまして、皆様方から御意見もしくは御質問があればと思っておりますので、一つよろしく願いいたします。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 あくまでも質問ということで、今、御紹介があった参考人の2人の方がどういう方か、私は存じ上げなかったのので教えていただければと思います。

○岡議長 では、大田さん、お願いします。

○大田議長代理 どちらも大変詳しい方ということで、鈴木亘さんは、学習院大学の経済学部の教授をしておられまして、保育では、例えば東京都での保育所の調査であるとか、そういう現場もかなりお詳しい方です。もちろん御著書もたくさんあります。

それから、山口さんは、この後のヒアリングでも出てこられますが、JPホールディングスという会社と、もう一つ保育の会社も作っておられます。

この方は、御自分で保育の勉強をするために、大学院にも行った上で保育所もなさっているということで、論理的にもしっかりしておられるし、いろいろな調査もしておられるので、現場にお強いということもあっていいかと思われました。

○岡議長 よろしいですか。

○佐久間委員 ありがとうございます。今、議長から提案のあった進め方で、私は大変よろしいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

チームメンバーに加わりたい方はおられませんか。皆さんお忙しいから、ノーサンキューかもしれないけれども、おられれば是非入っていただきたいと思うのですけれども、よろしいですか。

それでは、保育チームを立ち上げることで、それから今申し上げた方々にメンバーになってやっていただくということは皆さんに同意いただいたということにさせていただきます。

本件についても、後ほど記者会見で御連絡することになると思いますので、御了解いただきたいと思います。

あと、5分くらいですね。

どうぞ。

○安念委員 今の石炭火力のアセスメントについては、非常なスピード感を持って進めていただくことになって、大変ありがたく思います。

特に私はエネルギーのワーキングの座長をさせていただいている関係で、石炭火力だけではなくて、一般に再生可能エネルギー等の環境アセスメントが非常に滞ることを懸念しております。もともとそんなにお金のもうかる話ではないのに、時間が経つということは、つまりファイナンスができないということなのですね、その間の金利負担もいかげん大変なので、誰も金をつけません。もちろんアセスメントそのものはいいことなのですから、それが障害になって適地であってもなかなか開発が進まないという事態があるものですから、本会議での取組みとタイアップできるという意味でも大変ありがたいと思って、議長に感謝する次第です。

それと、ほかにも不安に思っていることがあります。1つは某新聞が先日、石炭火力を推進に政府はかじを切ったと書いているのですが、誰がいつ、どういうふうにかじを切ったのかよく分からないので、こういうことはあるのかもしれませんが、だから楽観していいということはないように聞いております。やはり経済産業省と環境省との間の交渉は、かなり膠着していると私は認識しております、決してそんなに楽観できるようなことではないと思います。

特に事業者から見れば、既にこのまとめの中にも入っていることですし、議長もよく御案内のとおり、国の非常にマクロレベルの環境上の目標に、一事業者あるいは一発電所でマッチするようにしろというのは無理な話でして、そこのところは、くれぐれもこの会議としても強調しなければならないことだと思っています。これが1点。

もう一つは、実は電力システムで、これは我々が積極的に関与する話ではないけれども、重大な関心を持っている。この重大な関心を持たなくても済むよういになればその方がいいのですけれども、政務官のいらっしゃるところで何ですが、自民党さんの方で、早速、少し骨抜きと言っては何だが、もう少しお手柔らかにという雰囲気が出ていると伺っております。この点は、本当は当会議としての出番はない方がいいのですけれども、率直に言

って、やっぱり出たかという感じがしますので、当会議として関心を持たなければならぬところだと思います。それも、ただ待ってればいいというものでもなさそうな形勢です。これが第2点。

3つ目は、同じく、待ってればいいというものではなさそうなのが、薬のネット販売でして、これは確かに所管の官庁の作業を尊重しなければいけないのですけれども、当会議として、一度言ったきりで、その後、音なしの構えだと、当会議は、あれで矛を納めたのかと思われても困りますので、やはり厚生労働省での議論の様子を見ながら要所、要所で発信することもしなければならぬのかなと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。今、安念委員からお話がありましたが、他はどうか。

どうぞ。

○大田議長代理 以前に3年間の規制改革計画を策定してはどうかという発言をしましたが、とても大事なことだと思っておりますので、しつこく繰り返させていただきます。

この規制改革計画が必要だという理由は2つありまして、1つは、今、一生懸命私どもやっていますが、この規制改革の成果というのは、6月の成長戦略に取りまとめられると。そうしますと、いろいろなことが書かれた成長戦略の中に、ばらばらと規制改革事項が組み込まれることになってしまいます。そうしますと、私どもこの会議で描いているストーリーであるとか、道筋、これを優先的に取組、次はこれを取り組むといった道筋が見えなくなってしまう。

したがって、成長戦略は一里塚としながら、取組の全体を示す規制改革計画を策定することが不可欠だと思っております。

2番目の理由ですが、規制改革というのは短期的なものではありませんので、やはりサイクルを作って進めることが重要で、岡議長も前に1年単位で取組んでいくと言われましたが、来年6月の成長戦略に、その年度の方針を掲げて、年末に答申するといった、この1年サイクルの取組でPDCAを行っていくことが重要だと思っておりますので、これも引き続き御検討いただきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。あと数分ありますが、いかがでしょうか。

では、今の安念委員と大田議長代理のお話に対して、私の方からも少し追加的になりますけれども、まず、安念さんの件につきましては、そのとおりだと思いますし、私は、甘利さんがよくおっしゃるのでありますが、産業競争力会議と規制改革会議の両方のメンバーを務めているということで、総理も、この連携を図って双方の生み出す成果を高めて欲しいというようなお考えを持っておられるわけですが、例えば、我々の石炭火力の環境アセスメントの問題についても、来週、産業競争力会議の方で幅広くエネルギーの話をすると思いますが、その中の1つの大きな柱に、この石炭火力あるいは高効率の火力というテーマが入ってくると予想されます。

ですから、そちらでも、そういうものの必要性について大きく声が上がれば上がるほど、それを実現するための阻害要因である環境アセスメントの改革といったものが相乗効果的に高まっていくのだらうなということを期待しております。今日冒頭にも申し上げましたけれども、私は必ずこの会議での結論を産業競争力会議に報告することを続けてきましたし、これからもそのつもりであります。

電力システム改革についてもその中で議論がされていきますので、我々は、電力システム改革を実現するための阻害要因があれば、この会議の最優先案件として既に掲げ、電力システム改革に注力するのだということは伝わっております。

それから、大田議長代理の御発言については、できれば、私は目の前のいろいろな緊急案件が落ち着いたら、この場で、この会議のそういったことについての議論を大いに皆さんとやっていきたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひします。

以上です。

それでは、議題3に入りたいと思います。

最優先案件の1つの保育に関わる規制改革を議題といたします。本日は、厚生労働省、横浜市、株式会社JPホールディングスから御説明をお聞きいたします。

また、内閣府共生社会政策担当、文部科学省にも御同席いただいております。

本日のヒアリングに先立ちまして、当会議の委員の皆様にお声をお掛けして勉強会を開催しましたが、そこでの意見交換をベースに、保育に関する検討事項（案）をまとめていただきました。まず、その点につきまして、大田議長代理から説明をお願いいたします。○大田議長代理 資料2にまとめてあります。まず、私どもとして検討事項と挙げていますのは3点ですが、何を指してこの検討をするかということで、規制改革の目標というのを1に書いてございます。政府は、この2年間で待機児童ゼロを目指してあらゆる措置を講じるべきであると。

政府は4月に設置されます「子ども・子育て会議」で新制度の設計を議論して、平成27年に新制度に移行した上で、5年かけて待機児童を解消するということを目標にしておられます。

しかし、保育園がなくて困っているお母さんというのは、今、たくさんおられて、7年後ではあまりに遅いと思っておりますので、新制度移行までに、この2年間にできる限りのことを行うべきであると考えます。

具体的な検討事項です。まず、1番目、自治体によって株式会社・NPO法人の認可保育所への参入条件が異なり、保育環境の格差につながっています。自治体の裁量で設置主体が株式会社当であることを理由に認可しないということがないように、政府がガイドラインを策定し、最も成果を上げている自治体、これは具体的には横浜市ですけれども、横浜市並みの水準を目指すべきではないか。

2番目、待機児童が一定数を超える都市部の保育所については、緊急措置として、できる限りの特定の・時限的な規制緩和を認めるべきではないか。

3番目、保育の質についての第三者評価を大幅に拡充すべきではないか。既に始まっておりますけれども、まだ実施率も非常に低い状態です。現在の評価の在り方を早急に見直し、この2年間の実施率目標を掲げるべきではないか。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。それでは、次に、まず厚生労働省の方からの御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 厚生労働省の担当審議官の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。それでは、御説明を申し上げます。

まず、待機児童解消が喫緊の課題であるということについては、これは共有をさせていただきたいと思っております。その上で、目標年限を定めまして、強力に施策を推進することとはまことに重要だろうと思っております。

特に今、大田先生からもございましたように、現に希望しながら公的な支援が得られないお子さんがいる状況でございますので、これをできる限り速やかに解消するように努めなければならない。こういうふうにも思っております。

対策を進める点で、ポイントとなるのは2つあるかと思っております。

1つは、保育の実施主体は市区町村であるということございまして、いかに市区町村にその気になって推進力を発揮していただくかということ、これが非常に重要な点だと思います。

もう一つが2点目でございますけれども、市区町村が保育の量を増やすための基盤、具体的には、国と地方それぞれにおいて、財源をいかに確保するかという、この2点であろうかと思っております。

それで、先ほど御紹介のございました、新制度、消費税の導入に向けまして、大議論をされて成立いたしました、こうしたポイントを踏まえまして枠組みを整理してございます。

本日お持ちいたしました資料の3の下の図を御覧いただきたいと思うのでございますけれども、すなわちこの図の上の箱にございますように、真ん中市町村が主体になって計画的に対策を推進する。そして、それに要するに費用は、消費税の安定財源によって国・地方同時に確保するという枠組みは整えたということでございます。

こうした中で、私どもとしましては、当然新制度のスタートを待つことなくして、国の取組をできる限り進めていきたい。こういう考え方を持っております。

具体的には、御覧いただいているとおり、一番下でございますけれども、さらに詳しくは1ページおめくりをいただきまして、2つ並んでいる絵の下の方の絵でございます。

すなわち、まず1つは主体であります市区町村の取組を強化するという観点から、横浜市さんのような先進的で効果的な取組を横展開してまいりたいというのが1点でございます。

2点目は、そうした対策を進める基盤の整備でございますけれども、第1に保育士を確

保するということ。第2に保育所の整備と運営費の両方、いわばハードとソフトの両面から支援を進めるということ。第3に新制度を先取りしたような支援事業を展開していくということでございます。特に、保育士の確保というのが保育の量を拡大する上で最大のポイントになると思っております。

これを強力に進めるべきだという総理の御指示もいただいておりますので、この点は国が責任を持って確保策を推進したいと考えております。

同時に、この時期、市町村ではページの上の方の図にございますように、日々待機解消の取組を推進していただきつつも、新制度に向けましてニーズの把握とか計画がしっかり進むような策定、こういったものを進めていただかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、できるだけ速やかに待機児童を解消されるように努めてまいりたいと思っております。

以上を踏まえまして、本日、当会議から御提示のありました点につきまして、私ども考え方を若干申し上げたいと思えます。

次の右側の縦長の字が書いてある資料でございますけれども、適宜御参照いただきながらですが、まず、この2年間で待機児童ゼロという点でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、対策の推進に当たりましては、主体である市区町村の理解ということ、それから国・地方を通じた財源の確保ということ、この2点がポイントになります。

こうした観点からいたしますと、もう一ページおめくりいただきまして、下にページ2と書いてあるものの4番に若干触れさせていただいておりますけれども、新たに設けました制度、これは設計段階から地方団体の御参画と理解を得て制定に至っております。

その際、市区町村の御認識というのは、新制度で必要な給付とか事業が整えられる。そして、消費税財源も確保されるので、それから5年間で待機児童の解消を目指していくというものでございます。

こうした理解に立って、全ての市区町村が既に取り組を始めているところでございます。

一方で、この足元の2年間は、新たな給付とか事業がまだ準備途上でございます。それから、消費税による安定財源の確保というものも十分なされない状況でございます。

こうした点を踏まえますと、この2年間で待機児童ゼロという前提につきましては、実施主体であります市町村の御理解を得ることはなかなか難しいのではないだろうか。したがって、実効性という点で大きな課題を内包しているのではないかと懸念を持っております。

2点目に御提言のありました多様な主体の参入について、次の3ページでございますけれども、新制度では待機児童が多くいる地域で、例えば株式会社さんであるということだけを理由に認可しないとといったような取扱いが許されなくなっております。

横浜市さん等のように、新制度を先取りしまして多様な主体の参加をいただいて成果を上げているところも既でございます。

したがって、保育需要が充足されていない地域におきましては、今から新制度施行

を見据えて、積極的で公平、公正な認可等を運用していただく、これが必要だろうと思っております。こうした考え方を国から明確に各自治体にお示しをしたいと思っております。

次に保育士の設置基準等の緩和についてでございます。次のページに記させていただきます。

この点につきまして、新制度の国会審議の中では、保育の量拡大と質向上を同時に実現すべきだという議論が非常に盛んに行われました。

この結果、成立いたしました法律の不足あるいは附帯決議におきまして、保育の質向上というものを政府に求めるといった位置付けがなされてございます。

この保育の質といった点につきましては、安全とか安心という観点から保護者の皆さんの関心も非常に高うございます。

基準緩和ということになりますと、量確保のために質を切り下げたという指摘は免れないのではないかと。保護者の声にも、そういった点で応えられないのではないかとといったような懸念を私どもは持っております。

それから、単純に基準を緩和いたしますと、現に基準を満たしていない事業者の方がそのまま国の補助先に平行移動するといったことになりまして、資源投入に比して量拡大が図られないといったような問題もあるのではないかと思っております。

3にも述べましたように、保育の量拡大を支える上では、保育士の確保が何よりも重要だと思っております。そうした点で、あらゆる観点から国として対策を強力に推進したいと思っております。

最後に第三者評価の点でございます。保育の質の向上を図るという観点から、第三者による客観的な評価、それから情報開示というのは非常に重要だと思っております。

こうした取組をさらに推進いたしますために、御提示いただきました実施率の目標でございますとか、あるいは第三者評価の評価機関、この質の向上をどう図っていくか、こうした点などを含めてどういう対策が考えられるかというものを検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、待機児童のできるだけ速やかに解消に向けまして、国・地方が力を合わせて最大限努力をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。次に、横浜市から御説明をお願いいたします。

○横浜市（鯉渕こども青少年局長） 横浜市のこども青少年局長の鯉渕と申します。それでは、座って説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、I-1を御覧ください。私どもの、これまでの待機児童数の推移を示しております。

2004年から2006年にかけて一度減っておりますが、私ども1回、子育て支援事業本部と

いうものを立ち上げて、認可保育所の整備量を引き上げて3年間で8,000人程度増やして、待機児童を減らした時期がございます。

その後、平年ベースに戻りまして待機児童数日本一に返り咲くというような状態がございまして、林市政になりまして、3年間で待機児童ゼロを目指すということで140カ所以上の認可保育所、定員数にしまして1万人を超える整備をやっておりまして、この4月にゼロになるか、ならないかというところにならんとしているということでございます。

その下のI-2のパワーポイントですが、就学前の児童の在籍状況でございますが、認可保育所は一番左側の黄色の部分でございまして、約4分の1強、幼稚園に7割方入っているということが4、5歳児のレベルでは、こうなっております。

右の欄に待機児童数、今年の4月1日時点、179人の内訳がございまして、1歳児が主戦場ということが、これでお分かりいただけるかと思えます。

1枚おめくりいただきたいと思いますが、I-3でございまして、横浜市の待機児童対策、林市長になりましてプロジェクトを作りまして検討いたしました。認可保育所の整備を高めていくということを前提といたしながら、さらに①として多様な保育サービスを展開すると、短時間勤務にも対応すると。

②といたしまして、多様な保育サービスを適切に保護者と結びつけると、保護者の方々は往々にして認可保育所しかないと思っていられるのを、情報をきちんとお伝えすることが重要だと。

③といたしまして、通常、局でこういう待機児童対策をやってきたわけですが、前回の事業本部も局でやってきたわけでございますが、18区役所を中心とする推進体制を整備する必要のあるという認識に立ちました。

④といたしまして、保育サービス間で不公平感のない、適正な料金設定というのを考えました。認可保育所の方が人気があり、設備がよいということなのですが、往々にして認可外の方が高い、保育料が高いということがございまして、私どもこれを機に認可の方を値上げするとともに、月額最高7万7,500円になっておりますが、認可外で横浜市が認定しております横浜保育室の保育料は最大5万数千円レベル。しかも5,000円くらいからの料金設定にするように、利用者負担の助成をしております。認可外である横浜保育室の方がやや安めないしは同等の水準としております。

I-4は、待機児童対策の予算でございますが、年々引き上がってきてございまして、21年度は運営費を含めて4.5%、一般会計に占めておりましたが、25年度は6.2%ということで4年間で1.7ポイントアップということで、非常に私どもとしては財政状況が厳しい中、大変な負担を負っている状況でございます。

1枚おめくりください。I-5でございます。

待機児童対策の横浜市における推進体制でございますが、私ども右側、こども青少年局ですが、ここに緊急保育対策課というのを設けましたが、あわせて各区役所、18区ございますが、そこに区と局を兼務する係長18人を置きまして、区役所側の取りまとめをしてい

ただき、区長以下、土木事務所も含めまして、区役所を挙げてこの問題に取り組んでいただいております。

そのことがきめの細かい整備につながって、ゼロに近づいてきているという状況でございます。

認可保育所の設置主体別の内訳は、I-6に出ておりますが、現在、この4月1日は横浜市内の認可保育所は579になる予定でございますが、全体の4分の1企業立となっております。

平成25年度だけを見ますと、企業立が半分を超えて新設するというような状況でございます。

1枚おめくりください。保育資源の全容でございますが、I-7のパワーポイントでございますが、認可保育所は約5万ほどの入所枠がございます。

真ん中辺に認可外保育施設の中で、一番上、横浜保育室、横浜市が認定しております、認可外保育施設でございますが、5,000人余のお子さん方が入っております。

それから、一番下、幼稚園、幼稚園の中で横浜市型の預かり保育、これは11時間、朝の7時半から18時半までお預かりいただいておりますが、これが129円、45%の幼稚園で、こういった対応をさせていただいております。3,000人あまりのお子さんが入っております。

I-8は保育資源の定義でございます。

1枚おめくりください。認可保育所の整備を急速に進めてきておりますが、予算だけがあれば、認可保育所の整備が進むというのではなく、多くの自治体が土地がないということで困っておりますが、横浜市でも未利用地の公有地をできるだけ社会福祉法人等に貸しつけまして保育所整備に取り組んでまいりましたが、市有地につきましては、ほぼ活用し切った状況でございます。

そのような中で、国有地につきまして、関東財務局からの情報提供、協力のもと、定期借地権を利用した活用にも取り組んでおります。今後とも国有地の活用に取り組んでまいりたいと思います。

下は資料でございますので、飛ばさせていただきます。3ページと書いてあるところを御覧ください。II-2でございます。

民間保育所整備促進事業でございますが、内装整備補助事業というもの、もともとは市単で始めまして、平成21年度より県を經由しての国からの補助である安心子ども基金を活用させていただいておりますが、既存建物を改修することにより、認可保育所を整備すると、そうしたやり方でございます。

これにつきましては、法人格を有する者ということで条件にしております。企業立も応募が可能でございますが、実際に採択件数を見ていただければ分かりますとおり、ほとんどが企業立の方々が御利用になっているという形になっております。

株式会社立が横浜が多いことの理由の1つに、こういうイコルフットィングの整備の仕組みを持っているということがあろうかと思っております。

もう一枚おめくりいただき、5ページ、II-3、民間保育所整備マッチング事業について御説明いたしたいと思いますが、市有地がございませんので民間の土地を使いたいわけでございますが、民間の土地の地主の方は、必ずしも保育所の運営事業者の方を知らないということがございます。

また、民間の保育園運営事業者は、土地が見つからないというようなことがございます。私どもはその両者をマッチングするという一方で、新たな物件を掘り起こすとともに、関心のある全国の社会福祉法人、企業立へ案内をいたしまして、この土地も募集しますし、運営事業者も募集し、両者をお引き合わせするという、これは大変手間がかかることでございますけれども、やっております。

このことによりまして、1枚おめくりいただきまして、6ページの1でございますが、3の成果のところの右側でございますが、23年度実施分のところ、11の認可保育所が生まれてきております。

それから、7ページ、II-4、横浜保育室の活用でございますが、一定の基準を満たして認可外保育施設、横浜保育室として認定しております。

待機が多い低年齢児専用の保育室となっております。また小規模の面積でも整備できるということで、待機児童対策として大きな役割を果たしております。

助成額を拡大しております。認可とほぼ同水準の保育料とするなどして、インセンティブ増加に向け、取り組んできています。

新制度施行により給付対象施設となるよう、現在制度の枠組みに乗れるよう移行支援に取り組んでいるところでございます。

この横浜保育室につきましては、先取りプロジェクトによりまして、国の交付金をいただいております。

以下、資料となっております。

8ページを御覧ください。中ほどに保育料軽減助成の拡大ということで、2の(1)は先ほど説明したとおりでございます。

2の(2)でございますが、横浜保育室の保育料は、最低でも月額5,000円はかかるということになっておりますが、認可保育所ですと、ゼロ円となる階層がございます。その方々に横浜保育室への入所を勧めにくいということがございましたので、求職中3カ月に限り、当該世帯の保育料を全額補助するという形での入所しやすくするというようなこともやりまして、御利用いただいております。

9ページを御覧ください。保育コンシェルジュについてでございます。

横浜市がやっていた制度の中で、多分、横浜市発案のものというのは、このコンシェルジュくらいだろうと思っておりますが、認可以外の保育施設やサービスが増えても利用していただければ何もならないということで、保育サービスの利用に関する相談、入所保留時のアフターフォロー、保育資源、保育サービスの情報収集を行う嘱託員を保育コンシェルジュとして各区に配置しております。現在、私どもも認可保育所に入れなかった

親御さんに対しまして一緒に考えていきたいと思います、見つけますからということで市民の皆様への御相談に応じているところでございます。

11ページでございます。既存施設の利用でございますが、上の箱の中の丸印の2つ目でございますけれども、幼稚園では預かり保育、11時間やっております。保育所では定員外の受け入れ、それから増築、改修による低年齢児の受け入れ拡大というようなことをやっております、そのことでコスト面、保育の質の面でもメリットが出ているかと思えます。

その真ん中の2のところ、幼稚園・横浜保育室連携モデル事業を御覧ください。横浜保育室はゼロから2歳、幼稚園は3歳から5歳でございますので、両者の提携もやっております。

9組の提携をやっておりますが、横浜保育室卒園のお子さんの6割が提携幼稚園に入園見込みということで、大変成果を上げてきているかなと思っております。必ずしも認可保育所を作らなくても、こういう既存施設の活用の仕方ができるのではないかと受け止めております。

1ページおめくりください。II-7、13ページでございます。保育士確保が非常に重要な課題となってきております。

○の2つ目でございますが、即戦力の確保として潜在保育士の復職支援、県内外の新卒保育士の就職支援等を実施しております。

また、将来の保育士候補を支援するため、保育所での高校生のインターンシップも実施しております。私ども保育士を求めて、県外の方にも現在出かけていっている状況、これにつきましては、保育園町会と一緒に頑張って、高校生に対しても将来の仕事として考えていただきたいということでインターンシップをしております。

もう一枚おめくりいただきたいと思えます。II-8、NPO等を活用した家庭的保育事業でございますが、NPO等を実施主体として低年齢児、ゼロから2歳児の受け入れを行う保育施設、6人から9人のお子さんをお預かりしておりますが、これを22年度から整備しております。

マンション等の一室を活用するため、県の宅地建物取引業協会等と協定を締結し、物件情報システムを構築し、迅速・機動的な整備を進めております。

認可保育所も相当な量を整備しておりますが、併せてこういう小さいタイプの保育資源も整備することが重要と考えておまして、こういうものできめの細かく地域を埋めていくというのでしょうか、そういったことをすることで、待機児童の発生を防ぎたいと考えております。

また、併せて少しこの資料には漏れておりますが、今年1月から200戸以上のマンション開発を新たに実施した場合には、事前協議を横浜市に求めておまして、そのマンションのサイズによって認可保育所であるとか、横浜保育室であるとか、NPO型の保育施設であるとか、学童であるとか、そういったものを入れていただくと、それを設計に入る前の段階で横浜市と協議に入っていただくということで、要綱を制定してマンション業者の皆さん

の御協力をいただくことにいたしました。既に協議中の案件も複数出ておりまして、開発業者の皆さん方からも設計前の段階に協議が入れるということで、そして、また私どもとしても、そういう協議が成り立った場合には、最悪運営事業者を見つけられないということがあった場合には、運営事業者の御紹介を申し上げるというようなことを含めて対応してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。それでは、次に株式会社JPホールディングスから御説明をお願いします。

○山口JPホールディングス代表取締役 皆さん、こんにちは。JPホールディングスの代表取締役をしております、山口でございます。よろしくお願いいたします。

当社は、現在117カ所の保育園、このうち約85カ所が認可保育園でございます。それと48カ所の学童クラブ、児童館を運営しております。また、グループとして社会福祉法人を持っておりまして、私はその理事長もしております。

また、そこでは2カ所の保育園を運営させていただいております。そういった中から、私どもがこの事業をさせていただく中に当たって得た知見をもとに、本日は全国の地方自治体の状況が、どういったことになっているかということをお話しさせていただこうと思っております。

資料5でございます。

これは、保育計画を策定する市町村における保育所の状況ということで、要は待機児童が多い自治体の状況でございます。

ここにありますように、○をしてあるのは、株式会社を認めているという自治体でございます。

そして、無印は認めていないというところでございます。△は認めているけれども本当に認めているかどうか怪しいなというところも入っております。

これを見ていただきますと、分かるように大体3分の1くらいの自治体が、現在、株式会社立を認めていらっしゃる。そして、もう少し分かるのが、それも首都圏に集中している。それ以外の地域ではほとんど株式会社立を認めないといった自治体が多うございます。

もう少しこの中身を見てまいります。

例えば、皆さんの資料には書いてございませんが、旭川市、それから船橋市さんでは、現在の市長さんが保育園の経営者である。

それから、立川市さんは、前の市長さんが保育園の経営者であったりと、こういったことで株式会社を認めないというようなケースもございます。

それから、現在も待機児童が非常に多いにもかかわらず、東京都内で唯一に近いくらい、株式会社を拒否されているのが世田谷区さんでございますが、ここでは当社は何度も物件を持ち込みまして、園庭つきの認可保育園を申請してきたわけでございますが、株式会社

は絶対に駄目と、要綱にも書いてあるとおりでということでございます。

世田谷区さんとしては、待機児童対策として一昨年、分園という方法で定員を増やすということをされてまいりましたが、この分園という定義は、一体的に保育を行えるという距離、大体そういった距離を言っているわけなのですが、その一体的に行えるような距離を分園として認めるわけなのですが、実際にはほとんどの施設が500メートル以上離れている施設、また、遠いところでは6キロとか、電車の駅でいうと5駅、そういったような遠いところの分園を苦肉の策として認めて、それで保育所を確保するというようなこともされています。

他にも大阪市の場合ですが、市長さんがおかわりになってから、ようやく株式会社も認めるというふうに変わったわけでございますが、それまではかたくなに株式会社を絶対に認めないと。

よくよく内実を見てみますと、大阪市の場合ですが、具体的に言うと、みおつくし会というのと、なみはや福祉会というのがあります。これはそれぞれ60カ所ずつくらい保育園をやっている社会福祉法人でございます。

その運営主体の本部は、ほとんどが天下りの人たちで締められている。そういったことで株式会社を規制して、自分たちで天下り先を確保するというような自治体も見られません。

細かくは、いろいろルールを書いてございますが、また御参照いただければ結構でございます。

それで、私は、この保育の待機児童対策で重要なことは、確かに量的な拡大で待機児童を解消するというのも重要でございますが、本会議でも御提案のように、質の担保といったこともあわせて重要だというふうに考えております。

さっき見ましたように、株式会社を規制しているというところは、株式会社という理由だけで排除する。逆に言うと、社会福祉法人だったら、ほぼ何でも認めてしまうというような体質がございます。

それでは、本当に必要な事業者としての資質や知見といった質、これが確保できないというのが、現状のこういった株式会社を規制している地域であると考えております。

それで、先ほど厚生労働省さんの方で2年後の新システムが始動したときには、これは解消するのだというようなお話がございましたが、本会議でも御提案のように、それまで待てないと、喫緊の課題としてすぐにやれることはあるのではないかという危機感をお持ちで、今回この会議は開かれていると思いますが、例えばガイドライン1つ、本会議でもガイドラインを策定するというのがございますが、このガイドライン1つでも大分効果が違うと思います。今、規制している中で、合理的な理由がないのであれば、株式会社も含めて多様な主体を認め、参入させ、待機児童を解消するというようなガイドラインが一言あるだけでも、これは随分自治体にとって抵抗しにくいようなハードルになるかと、私は思っております。是非、そういった方向で御議論を進めていただきたいと思います。思っております。

では、なぜ株式会社を否定しながら、これだけ多くの自治体が株式会社の参入を認めようとししないのか。表向きというか、建前で言うと、株式会社は利益を追求するのだから、保育の質が下がるのだとか、株式会社の場合は、突然倒産してしまっ、保育のサービスを提供できなくなってしまうとか、いろいろな表向きの理由はおっしゃるわけなのですが、もともと全く株式会社も社会福祉法人も競争させない中で、社会福祉法人という格だけとれば、いい質の保育が提供できるなんていう、そんなことはやはりあり得ないわけですが、いまして、例えば社会福祉法人の中でも半分近くが介護関係の法人さんでございまして、介護関係の法人さんが、いきなり子どものことを分かると言っても、大体難しゅうございませ。単に非営利法人だということだけで保育の質が担保できるなんていうことは当然ないわけでございます。

それから、本音の部分で言いますと、2つありまして、社会福祉法人の団体の人たち、または社会福祉法人を経営されている方たち、これは全部とは言いません、非常に素晴らしい方たちもいらっしゃるのですが、残念ながら多くの方たちの中に2つの疑念があります。疑念をお持ちだと思っています。

1つは、もともとこの福祉の分野というのは、我々の領域のものだと、そういった自分たちの領域に、株式会社のようなところに入ってきてもらいたくないという漠然とした理由が1つでございます。

もう一つが、いずれ子どもが減っていく、そうすると、今は待機児童がいるから、自分たちはゆっくりと経営ができるわけですが、待機児童が減っていけば、自分たちの子どもも、今度はとり合いになるわけでございます。そういった競争をしたくないという理由が、実は一番大きゅうございませ。

例えば、先ほどの株式会社も認めているという、町田市さんですが、これは昨年までは株式会社を認めないということで運営されていまして。当社が初めてこの4月に株式会社立で保育園を始めるのですが、そのときに社会福祉法人の団体から請願書が出ました。その請願書の内容というのは、要は先ほど言ったように、株式会社は質が低いから駄目だというような請願書の内容なのですが、実はその裏で、そのときに町田市が募集を一地域でされたわけですが、そこに応募したのは2社だけだったのです。2社とも株式会社でございませ。社会福祉法人は一切応募しなかつた。なぜ応募しなかつたかという、彼らは町田市の中でカルテルを組んでいまして、一法人、二施設までしか作らさないというようなことをやってきたわけでございます。

それはなぜかと言うと、将来、自分たちの子どもたちのとり合いの競争を避けるために、今から保育園を作らせたくない、そういったことで働いているわけでございます。これは、町田市さんだけの話ではなくて、全国の社会福祉法人の団体が活動している、その内容というのは、表向きは当然、待機児童解消はさせたくないなんていうことは言わないわけですが、例えば、私はよくお話をするのですが、1つの地域に八百屋さんが1個あって、ゆっくりと経営をして、そこに新たにスーパーマーケットのようなものが入っ

てくると、自分たちの生活が脅かされるのではないか、そういった感覚をお持ちだということでございます。そういったことによって、自治体の後ろにある社会福祉法人の団体の方々が株式会社を強行に反対することによってなかなか自治体も株式会社の参入を認めるというように至らないというのが全国の多くの自治体の実情でございます。

それから、2年後に今度新システムになった後、先ほど厚生労働省さんの御説明の中に、株式会社も、これは主体制限をしないで入れるのだと、促進するのだというようなお話がございましたが、確かに法律としてはそのようになるわけでございますが、そのまた細部の作り込みというのは、これからいろいろなガイドラインができていくと思いますが、子ども・子育て会議というのが、この4月から発足いたします。その子ども・子育て会議の中で、そういった細部について議論され、決定されていくのだと思っておりますが、この中に、株式会社の団体は入れないというようなことが決まっておるようでございます。

正に、これが先ほど申し上げたように、社会福祉法人も含めた既存の利益団体の人たちが、株式会社を排除しようという、そういった動きである、また、それに現在の子ども・子育て会議、内閣府さんがやっつけらっしゃるわけでございますが、そこが乗っけようとするのは、非常に私は危惧を覚えています。是非この点もお含みいただきながら御議論をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。それでは、これから意見交換に移りたいと思います。厚生労働省、横浜市、JPホールディングスから、それぞれ立場の違う御説明があったと思います。どなたでも結構です。また、どなたの説明に対してでも結構です。

滝さん、どうぞ。

○滝委員 改めて勉強させていただきまして、なるほどという気がいたしました。

まず、横浜市の林市長さんの、3年で待機児童をゼロにするのだという目標の中での取組ですが、やはり目標を持たなければ物事は、発明、発見がないのだなというのを実感しています。先ほどガイドラインができるだけでも意味がありますという、これも力強い話だったのですが、それに加えて、積極的な取組を率先して実行する自治体に対して、何らかの具体的なインセンティブを設けることを提案したいと思います。それが、横浜市に続く自治体を多く輩出させるためには、有効な手段になるのではないかと思います。

もう一つ提言させていただきたいのは、追加事項として保育士に対しても、海外からの人材を積極的に登用できるような運用に改善することです。

日本に在住する諸外国からの駐在員は、英語ができるベビーシッターがなかなかいないと嘆いています。日本が現在の経済的地位を維持するためにも、外資拠点の日本離れは憂慮すべきことです。そのためにも、多言語に対応できる保育支援体制は必要です。現状の保育士資格試験が日本語でしか受験できないとしたら、これは間接的な規制と言えます。保育の品質レベルはしっかりと守りながら、外国人労働者を受け入れることは保育のコストを下げることに寄与します。個人情報セキュリティを国家レベルで改善するマイ

ナンバー制度採用の決定は、これら一連の取組を後押しできるのではないのでしょうか。

国家がこのマイナンバーを進めることについては、日本のセキュリティー技術が飛躍的に上がると考えられ、個人情報を守られるという中で、いろいろな意味で国民側にも様々なメリットが出てくるのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 横浜市に質問があります。先ほどのJPホールディングスさんからのお話も同じなのですが、株式会社であると、質が下がるとか、懸念があるという声が反対理由になっているのですが、横浜市は積極的に株式会社に保育園の運営を任せていると思いますが、その事例から株式会社が運営した保育園が他の社会福祉法人や他の保育園と大きく、例えば苦情が多いとか、あるいは何か問題があったという事例はありましたでしょうか。それがいいのか、ないのかということをお教えください。

○岡議長 お願いします。

○横浜市 私どもは、株式会社の皆さん方と一緒に、この待機児童対策をやっております。

基本的には、相違はないというふうに考えておりますが、もう少し言いますと、相違がないように一生懸命努力しているというような状況でございます。

なかなか難しい場面も、正直に言えばございましたが、今、横浜市のやっていることで、何とかそれを大きくさせずに済んでいるのは、いずれにしましても社福法人であれ、企業立であれ、応募倍率がかかっております。その中で、我々の審査でよいところを選ぶという仕組みを作っております。その中で何とか維持を図っているところということでございます。

若干一例だけでございますが、実は訴訟も我々は起こしている、企業立の保育園がございます。その運営がとまってしまったときに、手助けしていただいたのは、こちらにいるJPホールディングスさんということで、いずれにせよ、運営主体との付き合い方というのは、できるだけ気をつけながら努力しなければならない課題だと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 どうも皆さん、御説明ありがとうございます。大変問題がいろいろあるというのが分かりました。

1つ、JPホールディングスの山口さんにお聞きしたいことがあります。先ほど世田谷区の例で、ここは社福のみの記載があるということで、企業による設立というのが事実上できていないと。

この数字を見ると、待機児童786ということで非常に多いと。あと、一般的に言えば、多分ここに住んでおられる方は、ある程度のゆとりのある人も多くて、逆に企業でいいサービスがあれば受け入れる土壌があるようなところではないかと、普通のビジネスの感覚から言えば思うところです。

ここで認めないというのは、例えば申請しても、それが認められないという根拠というのは何にあるのでしょうか。法律で認められていないわけではないと。ですから、これはもし、出るところ出れば、認められるのだけれども、そういうことをやるのはビジネスの上では得策ではないと、こういうことなのでしょう、少しその辺の事情がよく分からなかったので教えていただければと思います。

○岡議長 お願いします。

○山口代表取締役 世田谷区さんの件で言うと、まず、公判の話ですが、許認可権は自治体でございます。東京都の場合は、区ではなくて、東京都がその許認可権を持っているわけですが、その区が東京都に推薦を上げないと、東京都も審議ができない。

そういう意味で、区のレベルで推薦も上げないよという措置をされているということでございます。法的根拠というのは、少し私もよく分からないのですが、もしかしたら訴えれば、それなりの効果はあるのかなと思います。

○岡議長 今の関連ですけれども、いただいた資料に「要項に社福のみの記載あり」と書いてあるのですけれども、この要項というのは、何の要項ですか。

○山口代表取締役 これは区が発行している募集要項でございます。

○岡議長 他に、鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 どうも説明ありがとうございました。2点質問がありまして、1つは、資料5のJPホールディングスさんの資料なのですけれども、待機児童数というのは、これまで厚生労働省が発表しているということで、この待機児童数とこれから株式会社を認めているかどうかという情報を一緒にした、こういうような紙、こういう情報は、これまで一般国民の前にこういう情報がさらされたということはあるのでしょうか、それとも今回こういうものをお作りになって、こういう情報が公表されるということと、非常に国民の目から見て初めてのものなのではないかとということが御質問です。

これを見ると、先ほど御説明があったように、東京都23区の中で、世田谷区が突出して待機児童数が多いわけですね。これは明らかに規制の問題にかかわっているというのが、一般国民の目に分かるわけですね。そうすると、ここの区に在住されている待機児童をお持ちのお母さん方というのは、非常に怒ると思うのです。

やはりこういう情報が国民の前に出ていくことによって、やはり本当の議論が始まるのではないかとということだと思っております。それをまず1点お教えいただきたいということ。

あと、厚生労働省さんの方で、具体的な検討事項に対する、3ページのお答えの中で、今後国から各地方自治体にいろいろお示しをしていくということで、多分ここが認可制度等の運用ということで、株式会社を差別することなくということは、多分主眼だと思っておりますが、私は横浜市さんのお話をお伺いして、これは株式会社を受け入れているというだけではなくて、1つのシステムとしてもものすごくきめ細かく配慮された、待機児童を少なくするためにいろいろな民のインセンティブを高めるため、それは土地の問題とか、ハードの問題とか、そういうところ、先ほどコンシェルジュの話もありましたけれども、一面

となってそれが全部うまく機能しているなどいうのを非常に痛感いたしました、やはりそういうノウハウと一緒に、他の自治体にやっぱり伝わっていかないと、多分、物事がうまく進まないのではないかと。

これは、横浜市さんがこういうことをやられているので、正に全国回っていただいて、正にここは何がポイントなのかということをそれぞれのところに御説明されるのが、多分一番早いのだと思うのですが、それはできないわけなので、では国がそういうことを何かやるときに、どこまでこのシステムとして、こういう仕組み、ある意味でエッセンスを取り入れて説明していくのかというところが非常に重要になっていると思うのですが、その辺についてどのようにお考えになっているのか、これも教えていただければと思います。

○岡議長 お願いいたします。

○山口代表取締役 JPホールディングスの山口です。

まず私の方から、この一覧表は、直接私どもが全ての市と交渉しながら得てきた知見でございますので、恐らくこれは厚生労働省さんの方もお持ちではない内容ではないかと思っております。

もう一つ、これを公表することによって効果があるのではないかという御指摘については、私はそのとおりだと思っております。

○岡議長 二つ目の質問には厚生労働省からお答えを。

○厚生労働省（鈴木審議官） 厚生労働省でございます。

正に、今、御指摘いただいた点、非常に重要な点でございます、御紹介いたしましたように、保育の実施主体は市区町村でございますので、ここがいかにかうまくやっていたかということだと思います。

横浜市さんの御説明にもございましたけれども、独自発案のメニューというのは、コンシェルジュがあるけれども、それ以外はあるものを非常にうまく使ってやられている。

私ども日々横浜市さんとも意思疎通をさせていただいております、横浜のうまくいっているエッセンスを横展開していくというのが、これから自治体の皆さんにも重要だし、国がやっていく仕事だと思っております。

当然、説明会を始め、いろいろな場を活用してやりたいと思っておりますし、また、我々も自治体の相談にいつも乗っておりますので、そういった発信もいろいろな形でしてまいりたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。長谷川さん。

○長谷川委員 その横展開という話なのですが、このJPホールディングスさんの資料で、先ほど世田谷区は募集要項だと、こういうことがあったと。大阪は市長がかわって、変わったということだけれども、かつてはみよつくし会というところに天下りの問題があったと、うまくいかなかったと、こういう御指摘なのですが、私の質問は各自治体が独

自の要綱なり内部規則みたいなものを作って株式会社の参入をはばんでいるといった場合、国が何かルールを変えることによって、自治体の持っている、そういう条例なり規則なり、要綱なりというものを乗り越えることができるのかどうか、これは国に対する質問です。

つまり、よく自治体が国の法制度に対して上書き件を持って、上に書いて、いわば緩和するということあるのだらうけれども、この場合はどうも逆のようなケースに思われるわけです。つまり、国が自治体が決めているものを上書きすることができるのかどうか、その辺についての見解をお伺いしたいということ。

それから、それがもしできないとすれば、先ほど議論があったガイドラインという話になってくるわけでしょうけれども、それはいずれにしてもガイドラインであって、強制力がないのだと、そうすると実効性の担保がなくなってくるという話だけれども、そうすると、今、鶴委員の方からも御指摘があったような、こういうJPホールディングスさんが株式会社として作った、この手の資料、これを実は国が本来はやるべきなのではないのか。

つまり、全国1,800ある自治体の中で、一体どういうふうになっているのか、その現状が、我々はよく見えないわけですね。それが実は、区の募集要項であるとか、要綱だとかあるいは内部規則のようなわけの分からないようなことによって搬入がさばかれているのかどうか、まず、その実態を国としてしっかり調査してお示しいただけないものかということが私の御要望であります。

○岡議長 どうぞ、お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 幾つかいただきました。まず、自治体のやっていることと国の権限との関係でございますけれども、これは平成12年から、既に保育の場合は主体の制限をなくしておりますから、どんな主体でも参入できます。

ただし、認可の権限が、山口さんの御説明にもございましたように、都道府県が認可の権限を持っております。

この認可というのは、一定の自由裁量が働く権限でございますので、これは自治体の正当な権限で、そここのところに裁量を働かせることができますが、御説明申し上げましたように、2年後の新制度の中では待機児童がありながら、その裁量によって株式会社であるから参入できないといったような取扱いとしてはならないというような法律上の構成になっておりますので、それは2年後からは、そういうことになっている。

それを踏まえまして、私どもとしてやっていくべきことは、2年後にそういうことになっているのでありますから、既に横浜市さんでもされているような先取りという精神でもって、これの公平、公正な運用をしていただくということを、考え方としてお示しをしていくということであり、考慮していくことだろうと思っています。

一方で、一般論として上書き権というものについては、これは現在法律上、きちんと自治体がやっていること自体に根拠がございますので、これを国の権限で一方向的に上書きすることは、現時点ではできないと思います。

資料の情報公開の点につきましては、我々もできるだけ努力をさせていただきたいと思

っております。

以上でございます。

○岡議長 今のやりとりで確認ですけれども、長谷川委員が先程の質問の中で言われた「厚生労働省は、全国の実態を全部把握しているのかどうか」という点については、いかがでしょうか。

○厚生労働省(鈴木審議官) 必ずしもこれは自治体の固有権限の部分でございますので、私ども全部状況を把握しているわけではございません。

それで、把握する努力なり、これを国民に知らしめる努力というものは、できる限りでまたさせていただきたいと思えます。

○岡議長 ということは、現状はそうだけれども、やはり全国の実態の把握はしておいたほうがいいですねというようなことになったときは、可能だと理解してよろしいですか。

○厚生労働省(鈴木審議官) 国が照会を出して自治体に御協力いただくことは可能です。ただし、回答を強制することはできません。

○岡議長 では、大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 厚生労働省にお尋ねします。2年後の制度をなるべく先取りしたいということですが、具体的にはどういう形で先取りをなさるのか、私どもが提起しているガイドラインといったものを作っていただけなのかどうかということの一つをお聞きしたいと思います。国から各自治体にお示しすることとしたいと書いてあるのですけれども、具体的にどういう形で先取りをしていただけるのかが1点です。

それから、待機児童の多い大都市だけでいいのですけれども、自治体の上乗せ基準の一覧を出していただけないでしょうか。待機児童の多い大都市だけで結構ですから、自治体によって異なる上乗せ基準の一覧表をお出しいただけないでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省(鈴木審議官) お示しする形については、今回初めて表明させていただきましたので、これからまた大臣とも相談しながら進めていきたいと思えます。

それから、2点目の上乗せ基準でございますが、これは何に対する上乗せということでございますでしょうか。

○大田議長代理 例えば要綱で株式会社は駄目であると、していると、そういうことですね。

○厚生労働省(鈴木審議官) 現時点では、これは上乗せではなくて、法律上自治体の固有の権限でやっていますので、その運用実態がどうであるかということは、こちらが照会をし、自治体に御協力いただければ、それは知ることはできると思えます。

○厚生労働省(橋本課長) 若干補足いたします。保育課長の橋本でございます。

平成23年に地域主権一括法によりまして、従来の仕組みは変わりました。

この中で、これまでは厚生労働省の方で定める省令の中で保育所につきまして、最低基準を定めておったわけでございますけれども、この改正によりまして、現在は都道府県あ

るいは政令市、中核市といった認可権を持っているところの自治体の条例で、こういった最低基準を定めるというふうに法改正がなされております。

私どもが示しております中身、これに対して従わなければならないもの、あるいは標準として扱うもの、あるいは参酌すべきものというふうな3種類の基準がございまして、そういう形でそれぞれの自治体の条例という形で、今、決められております。

加えまして、先ほど御紹介がありました株式会社の取扱い等々につきましては、こういったものは認可基準そのものの問題となっている部分も、もしかしたらあるのかも分かりませんが、さらには、それをまた運用していく中での自治体の取扱いといった部分もあるかと思えます。いずれにしても、どこまできちんとした確認ができるかどうかというところは、これは自治体の方にお聞きしてみなければ、なかなかはっきりと分からないと思えます。

○大田議長代理 では、それをお示しいただくことはできるのでしょうか。例えば設置基準でも、仮に上乘せいるものがあれば知りたいですし、利用者の立場で自治体を比較できるというのはとても大事なことだと思うのですけれども。

○厚生労働省（鈴木審議官） それぞれの自治体の方で定めております条例そのものを取り寄せることは可能だと思います。それをまた御趣旨にかなうような形になるかどうか分かりませんが、一定の整理をしてみるというのは、一定のお時間をいただければできるかと思えます。

○大田議長代理 よろしく申し上げます。

○岡議長 どうぞ。

○林委員 厚生労働省に質問があります。子ども・子育て支援法のうちの3条は、既に去年の8月の交付時に施行されていますね。全体の施行は27年ですけれども、国の責務を定めている、この3条は、1項で市町村等の責務、2項で都道府県の責務、3項で、国の責務が定められております。3項は、「国は市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業、その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならない。」と定めている。私が申し上げたいのは、現在の移行期間の間においても、既に国にはこのような責務が生じておりますので、自治体の条例による上乘せ規制についても、この法律の趣旨に照らして、法律に違反していないかどうかという観点で、見直しのできる権限が国にはあるのではないかと思います。

上乘せ条例の合理性については、その地域差が1つの根拠になるわけですが、待機児童の問題というのは大都市問題であり、8割が大都市のお子さんたち、もっと言うと、2万5,000人のうち七千数百人が東京都の問題。去年の8月に施行されたこの法律3条の責務に基づき、おひざもとの東京都に国はこれまで何か言ってきたのか、区部におけるこういった取扱いについて、何か言ってきたのか、そこをお答えいただけないでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） まずは、この子育て支援法の3条でございますけれども、責務でありまして、これは正に準備行為をやる。具体的に申しますと、今、この規定が働いている部分は、子ども・子育て会議を国と、それからできれば地方にも作っていただいて、新制度に向けて準備をしていただかなければならない。そのためのいろいろな都道府県、市町村との調整を行うというのが、正にこの責務の部分から出てまいっていると思っております。

それで、今、御指摘のありました上乗せ条例があつて、それが国の新しい法律と抵触している場合ということでございますが、当然抵触する新しい法律の規定が実施されませんと、抵触という問題が生じませんので、今の時点で、この認可の問題については、2年後の施行でございますので、2年後の時点においてそういう明らかな、これに反する条例がありましたら、これは国の権限でもって、それはいかがなものかということになるかと思いますが、現時点においては、その部分について法律上の抵触という問題は生じていないのではないかと思います。

○林委員 明確な法律上の抵触と申し上げたのではなく、国としてこのような責務が定められている以上、国にはより積極的に視聴トンに働きかける権限があるのではないかと。例えば今日いただいた厚生労働省の資料では、5ページのところに、「面積基準の特例措置」は、国が既にやっているのだけれども、「現在、特例措置を実際に適用している市町村はないと承知している。」と書かれている。

つまり、この法律を作る前から、国の方で、こういった特例措置を設けているにもかかわらず、自治体で無視されてきている状況があると。今、新しい法律ができた段階でも。国の方は手をこまねいて見ていて、「お示しする」というような、少し一歩引いたようなスタンスになってしまうのでしょうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 国と自治体の権限の問題、自治体はあくまでも独立の主体でございますので、国は何らかの強制力をもって法的な根拠がないのに、そのアクションをとることができないというのは御理解をいただけたらと思います。

さはさりながら、先ほど御説明いたしましたように、2年後には法律が変わることでございますので、かつ横浜市さんのように、それを背景として先取りをして、いろいろな活動を展開されていることもございますので、そこについては自治体の皆さんに、先ほど御説明いたしました、考え方をお示しするというのは、国としてやってまいりたいということでございます。

今、国ができることと言えば、それが限度と言つて言い過ぎですけれども、それが国としてやるべき範囲のことではないだろうかと思っております。

それから、先生御指摘の面積でございますけれども、これもかなり大々的な議論が行われた結果、特区的に一部大都市で緩和をされて、東京都は例えば条例まで作ったわけがございますけれども、実際の区の運用のところでは1つも出てきていない。

これは、私どもが勘案するに、やはり保護者の方の面積の基準を落とすという声に、区の方々が非常に心配され、そういった懸念に応えなければいけないというようなお考えもあったのではないかと考えておりますけれども、この点は無視されたというよりは、それぞれ自治体のお考えがあつてのことかなと考えております。

○厚生労働省（橋本課長） 1点だけ補足させていただきます。今の面積基準の特例につきましては、先ほど私の方から申し上げました平成23年の地域主権一括法によります、一括法の改正、この中で国の方が示すものの中の、本来ですと、居室の面積というのは、国が示したものに従わなければならない基準というふうになっているのですが、それに対しまして、平成26年度末までの特例措置といたしまして、一定の地域に限ってでございますが、標準として扱うということが認められているものでございます。東京都を始め、幾つかの自治体において、そういった内容の条例が定められておるということでございます。

○岡議長 森下さん、どうぞ。

○森下委員 厚生労働省サイドの御質問なのですけれども、4ページのところの3番、配置基準緩和の問題点と書かれています。これは、量を確保するために質を切り下げたという指摘を免れずと書いていますけれども、具体的にどういうふうな問題点が生じるので配置基準を緩和できないというふうに考えられているのでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） これは、やはり保護者のお母さん、お父さん方からいたしますと、お子様をお預けになりますので、一定のスキル、資質を身につけた保育士さんがいるところでどうしても預けたいという声が根強くございます。

したがって、今、国の姿勢としては、総理の御指示もありますけれども、保育士をきちんと国の責任で確保して行って、量を増やして行って、保育士が足りないからサービスが増えないといった状態にはしないようにしていこうということでございます。

そういう中で、今、サービスの量が、正にこの会議でも問題として取り扱われていると承知してまして、その量を増やすために、少しここの部分の基準を緩和すること自体が、そういったある意味国民の声に応えることにならないといった懸念があるということでございます。

○岡議長 どうぞ。

○森下委員 もう一点、先ほどのことに関して、質のお話というのが、今のは保育士の基準のお話だつたと思うのですけれども、一方で聞いているのは、保育士の配置基準の方が乳児3人で1、2歳児6人ですかね、ここのところが乳児と1歳、2歳児のところの違いというのに本当に科学的な意味があるのかという御質問を聞くのですけれども、これは何か根拠があるのでしょうか。普通に考えると、ここのところの差というのはよく分からないのですけれども。

○厚生労働省（橋本課長） この配置基準につきましては、逐次見直しをしながら充実を図ってきているものでございますが、平成10年から乳児保育、いわゆるゼロ歳児保育を一

般的な、それぞれの保育所で行えるような形に緩和をしたわけですが、その際、従来ですと、最低基準上の取扱いとしましては、3歳未満児全てが1対6であったところ、これを乳児の部分につきましては、やはりいろいろな面できめ細かい気配りというものが必要であるということで、3対1という形で定めた上で一般化をしたわけですが。

3対1というところについての考え方、いろいろな考え方もあるかと思いますが、万が一連れて逃げなければならないといったときに、1人をおぶって、2人を両手に抱えてというふうなことで言われる方もございます。いろいろな説明はあろうかと思いますが、やはりいずれにしましても、全く自立での歩行というのがまず不可能である0歳児につきましては、1、2歳児とは違った取扱いというのは合理性があるのではないかと考えております。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 いろいろお話を聞いて、だんだん問題の所在が分かってきたのだけれども、やはり国としては、法律の施行を待って27年度からだ、こういう話になる。しかし、我々としてはペーパーにあるように、この2年間で放置するわけにはいかないという現状認識がまずあるわけです。

そうすると、しかし、鍵を握っているのは自治体なのだということが、横浜市のプレゼンその他で非常に明らかになりました。

そうすると、法施行前に、この2年間の間に国が一体何ができるのかと、ここの議論なのだと思います。

そうすると、私は、やはり強制力を持ってなかなか法律が動いていない以上できないとなれば、やはり実態についての緊急調査みたいなことを是非やっていただきたい。それは、先ほど大田議長代理からもお話がありましたけれども、問題の所在が、国はこういうことで2年後からこうなるのだということで、お母さんたちは納得できなくて、そうではなくて、今、日本の保育の問題というのは自治体が鍵を握っていて、その自治体というのは、こういうふうに横浜から町田や大阪に至るまでものすごく点々ばらばらなのだと。このことをまずよく国民に知っていただく、それによって足で投票していただくということをこの2年間やるべきなのだと、私は思います。

○岡議長 どうぞ。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の御指摘、非常に私ども共有させていただける部分がございます、2年間で国が何もしないという気は毛頭ありません。現に保育所がなくて困っていらっしゃるお母さん方がいる、これは早急になくしていきたい。

そのために、今回の資料の3の1枚目の裏側の下の方に、少し図式的にまとめさせていただきましたけれども、国として基盤整備できるものは全てやっていきたいと思っております。

それで、実態の把握を通じて自治体の後押しをするという、この考え方は、私ども正に賛成でございます。今、御覧いただいている絵の上の絵、少し色が黒くて恐縮でございますけれども、自治体がこれから新しい制度に向けてニーズ調査をしたり、計画を作っていく段階から、町場の子ども・子育て会議ということで住民参加をしていただきたい。それから事業者の方もメンバーに入っていただきたい。

こうすることで、ガラス張りの中で、いわば首長さんたちのある意味の責任なり、進捗状況が見えるような形で制度を進めていきたい。これは制度上、新制度の中にビルトインされておりますので、そういった取組もあわせて。

それから下の方でございますように、先進事例の横展開、国としてやるべき基盤整備、こういったことを総合的にやってまいりたいと思います。

○岡議長 関連ですか、どうぞ、お願いします。

○山口代表取締役 今、厚生労働省の方から子ども・子育てのお話が出ました。先に私が申し上げたように、子ども・子育て会議等を通じて、そういった整備をすることというふうに地方自治体に働きかけるにしても、そのもととなる国のレベルで、株式会社の事業者を参入させないと、発言させないといったようなことをされていけば、地方自治体の方も、これでいいのだといった形での会議体しか策定されないのではないかという懸念をしております。

以上です。

○岡議長 翁さん、どうぞ。

○翁委員 先ほど森下先生が保育士のことをメンションされたので、そのことで少し意見を申し上げたいのですが、東京都でも認定保育所というところがありまして、これは、保育士が6割ということでやっているわけですが、ここの平成21年の利用者の調査結果を見ますと、認可保育所よりも相対的に利用者の評価が高くて、例えば子ども一人一人は大切にされていると思うかという質問については、認定は92.8、認可は86.8%というような数字がございます。

実際、今、本当に各区で認可の枠にあふれてしまっている方々がデモを起こすとか、そういうような状況になっている中で、本当に全体最適を考えて、こういったことを是非特例的、時限的に規制緩和できないか、もう一回改めてお考えいただけないかなというように思います。

例えば、保育に当たり、目が多く人手が多ければそれでいいというつもりはないですが、全てが保育士さんではなくても、少し基準が一時的に緩和されても、そのときに、例えば保育ママさんとか、自治体のファミリーサポートの方とか、幼稚園教諭の方とか、そういった方々に一定の研修を受けていただくというような制度を作って、少しヘルプをしていただけるような体制を作るとか、そういった柔軟性を持たせて、こういった認可保育園に入れない方々の声に応えていくというようなことができないのか、そういった現状の、今、厳しい立場に置かれているお母さんたちの声を考えて、もう一回規制緩和で何ができないかということについても、

お考えいただけないかなというように思います。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。コメントがあれば、お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今、翁先生から御指摘のあった、全体最適というのは非常に重要な考え方だと思います。

私ども行政を預かる立場といたしまして、母さん方の心配を、例えば事故の問題で、これは1つ起きると非常に大変な問題になります。

先日も面積基準が緩和というか、これは誤って緩和された自治体で死亡事故があって、これは相当大きくお母さん、お父さん方の声がメディアに取り上げられました。

それをきっかけに当該市では、いろいろな改善を図っているわけでございますけれども、そうしたある意味での安全・安心の面も片方に置きながら、どういった全体としての支援の最適化を図っていくかという観点で考えていくべきかと。

その際に、安全・安心、お父さん、お母さん方の声というのは、非常に無視できないものがあるというのが、率直に申し上げまして私どもの今の考えでございます。

○岡議長 では、金丸さん。

○金丸委員 今日は、会議室が広くて、1つおきに並んでいますので、厚生労働省の皆さんの顔が見えないのですが、是非次回以降は、私も佐久間さんと肩を触れ合うぐらいでも構いませんので、是非コンパクトにさせていただきたいと思います。

それで幾つか申し上げたいのですけれども、横浜市のプレゼンテーションのペーパーを活用させていただきますが、1枚めくって、2ページのこの絵なのですけれども、先ほど山口さんは、いわゆる既存の団体が新規参入者を阻止したい、本質的な理由の1つとして、いずれ子どもが減って、競争が過当競争になるのではないかと、こういう御懸念といえますか、問題提起があったわけですが、今、私たちはあたかも待機児童の数をゼロにすればいいわけではなくて、本来、そこの図で活用させていただくと、右側のゾーンに本当は子どもを持っていらっしゃって働けない、あるいはもっと働いていただきたい、あるいはもっと本質的に言うと、女性が仕事を持ちたいと思えば、いつどんな環境にあっても仕事を持てるというのは、女性の尊厳にも関わる部分ではないかと思うのですけれども、基本的には右側のゾーンに行こうというメッセージが、もっと国が全体として強くないと、そうすると、マーケットが減るとか、減るのだから新規参入者を排除したいということになりますので、是非政府が強いメッセージをさらに発揮していただきたいと思います。

問題の本質は、これはまさしく政治にあるというのは、今日私自身はそんな認識を持ちました。なぜなら、横浜市に横浜市長に新たな方が出てくれば、横浜市の役人の皆様と、かつ民間の株式会社が協力をし合ってできるということなので、1人現れれば、それが実は解決するわけですね。厚生労働省とか、いろいろな社会福祉法人の皆様が抵抗勢力だけではなくて、これは政治家の皆さんの怠慢そのものだというふうに思うのですけれども、是非またいつも申し訳ないですけれども、西村副大臣、是非後でコメントをいただきたい

と思います。

それで、2ページの横浜市の皆さんがお作りになられているような、こういう絵は厚生労働省の皆さんは、国全体ではこんな絵はお持ちなのでしょうか。厚生労働省の皆様への質問と、あと西村副大臣にお伺いします。

○岡議長 では、まず厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 国全体でこういう図を持っております。

○岡議長 今、求めますか、副大臣も。

○金丸委員 いや、そうすると、もうちょっとターゲットが、先ほどの待機児童をゼロにするのも、各自治体の皆さんに、これまでずっと打合せをなさってこられた経緯からすると、そういう目標を新たに各自治体に言うのは、少し忍びなさそうなことを厚生労働省がさっきおっしゃったのですけれども、そこは少しどうなのかなど。

だから、もっと我々の数値目標は大きくなければいけないので、そうすると、数値目標が国として設定できれば、それは今の社会福祉法人の皆様が、さっき一福祉法人に、生やさしいことを言っていられなくて、もっと地域の何割かの方々に仕事を持っていただきたいと思えば、もっと考え方が変わってくるのではないかと思うのですけれども、そこをお答えいただけますか。

○厚生労働省（鈴木審議官）ただ今の御指摘、非常に重要な点だと思います。これは、待機児童がいるから、それを数字でゼロにするのではなくて何のためやっているか。

その1つは、やはり女性の方々にどんどん活躍をしていただいて、日本の経済、社会、全体として立っていけるようにしていくということで、これは、この会議だけではなくて、政府に設けられているいろいろな会議、産業競争力会議でございますとか、若者・女性フォーラムでございますとか、いろいろな会議からそういった御提案を受けております。そういった女性の活躍推進という分野からもこれはある程度の目標が国としてあって、その1つの一環としてこの待機児童の問題も全力で進めていくと、こういう視野で我々も取り組みたいと思っております。

○岡議長 では、副大臣、お願いします。

○西村副大臣 ありがとうございます。議論を聞いておまして、2つのことがあるのかなと思うのですが、1つは、民間のサービス、株式会社立を認めているところ、認めていないところでこれだけ差があると、これは是非データを、先ほど御提案もありましたけれども調べていただいて、是非公表していただきたいと、後ほど関係して言いますけれども、その基準をむしろ厳しくして、本来認められるところを認めていない。27年度からは認めるものとするですから、認めるようになるのでしょうかけれども、この2年間をどうするかという問題。

もう一つが、横浜もそうですし、東京都もそうですけれども、むしろ基準を緩和して、保育士でなくてもいいというのと、面積基準を緩和すると。面積基準はいろいろ問題があると言われましたけれども、先ほどもお話がありましたけれども、保育士の部分を東京都

の場合、認定の場合6割でいい、横浜は3分の2でいいという保育室を認められていますけれども、この部分をどう考えるかと。

それから、それ以外に何か基準を緩和してやっているケースがあるのかどうか、少しよく分からないですけれども、それはまた教えていただければと思いますが、いずれにしても、基準を厳しくして待機児童を増やしてしまっているのと、緩めることによって待機児童を減らしているという両方の例があると思うのですけれども、いずれにしても横浜市が最先端でやってくれていますので、この場で国際先端テストとありますけれども、むしろ国内先端テスト的に、横浜のケースを基準としながら、ただし面積基準とか、いろいろ安全性で、そこは御議論があるのであれば、そこは考えていただくとして、いずれにしても、国内先端、最も成功している事例を横展開されるということも言われていますので、そこは安全基準なんかも、もちろん考えながらとしても、アメとムチ、ムチの方は先ほど言ったデータ公開、株式会社を認めないことによってこれだけ数が増えていますと、これは2年間どうしようもないということであれば、そこは公表によって消費者に選んでもらう、消費者に声を出してもらえないので、そこはそういうやり方。

それから、アメの方は、小規模保育所について支援を26年度からするというのも、厚生労働省の資料で出ていますけれども、ここも少し政府内で議論したいと思えますけれども、例えば特別交付税を含めて、今どういうふうに勘案をしているのかどうか、待機児童の数をぐっと減らしたような、自治体が努力をしているようなところは、その努力が報われるような形での特別交付税、当然費用もかかっているでしょうから、そういう特交で見るとか、少し他の厚生労働省以外の施策も含めて、何かアメの面は、また政府内で考えたいと思えますけれども、いずれにしても国内で最もよくやっている自治体の基準をあわせながら、それで先ほど規制委員会のこちらの場でも改革会議から出されたガイドラインを始めとして幾つかの提案を含めて、是非御検討をいただきたいと思えますし、これは政府としてそういう方向で進めたいと思えます。

○岡議長 時間が押していますので、あと、佐久間さんと滝さんまででお願いします。

○佐久間委員 1点だけ、先ほどの世田谷で、ここは社福のみの事実上の制限があると。そうすると、ここの競争と横浜市のように、企業も入れるところの競争は違う。

となると、唯一社福が、今、補助金が出ているとすると、世田谷区への補助金の基準と、企業が出ていて競争のあるところで補助金について何か差が出るのでしょうか、それは全く関係なく、独占しているところへの補助金も、競争しているところの補助金も同じと、こういうことなのでしょうか、厚生労働省の方にお伺いします。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（橋本課長） 今、施設整備に関しまして、安心子ども基金の方からの補助ということを行っております。

国の方で定めております基準額の中で、国と自治体をあわせて、その基準額の4分の3を補助するという形になっておりますが、これはまたそれぞれの自治体におきまして、よ

り強く施設を誘致したいというところにつきましては、さらに上乘せで補助をするとか、そういったことが行われております。

また、運営費につきましても、国の方から定めております保育所運営費、これの国の単価に、さらにいろいろな形で人員配置その他。

○佐久間委員 すみません、少し時間がないので、私の知りたいのは企業の参入を認めているところと、認めていないところで、今言われた基準なり、差があるのでしょうかということでございます。

○厚生労働省（橋本課長） 国の制度は、少なくとも同じでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○滝委員 この2年間を待っているというのではなく、もっと多くの女性に幹部的立場で働いてもらいたいという思いがあります。そういう意味で、横浜の大変な成功事例をうまく生かして、西村副大臣からも話があったと思いますが、どういうインセンティブをつけられるのかということを考えていただきたいと思います。そして、その公表も大切です。インセンティブは、やはり理由がきちんとなければいけないと思います。さらに、いまの状況はもう待てられないということで、企業側でも独自にいろいろな動きをせざるを得ないと思いますけれども、そういう企業に対して、この2年間のうちにも何か応援することができないかということも考えてもらいたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。何かコメントございますか、厚生労働省さん。

○厚生労働省（橋本課長） 別途女性の進出に対して、いろいろ頑張っているところに優遇措置、インセンティブはできないかというのは、これはまた政府全体で宿題になって、今いろいろ検討しております。

私どもの局も女性の進出も重要な仕事の1つになっておりますので、そういう面もあわせて頑張っていきたいと思います。

○岡議長 まだあろうかと思っておりますけれども、予定の時間がまいりましたので、ここでヒアリングをとめたいと思います。厚生労働省の皆さん、それから横浜市、それからJPホールディングスの皆さん、ありがとうございます。是非、今日ここで、委員の皆さんからいろいろ出された意見を御参考にさせていただきたいということが1つ。

それと、私どもの会議といたしまして、皆さんが来られる前にここで決定したことを御報告いたしますと、このテーマは奥行きも深いし、今日の御説明を聞いてもなかなか幅も広いという感じがしますので、少人数による本テーマについて検討するチームを作ることを決定しました。

このチームは、大田議長代理をヘッドとしまして、6人のメンバーで、その中には2人の参考人がおられます。今日おいでいただいたJPホールディングスの山口さんにもなっていていただくということで考えておりますが、今後、その保育チームがいろいろな形で接触させていただくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。多分、厚生労働省の皆さんを始め、関係者の皆さん、女性の社会進出を増やすために、保育所の充実を図る等々

という考え方、方向性には全然差はないと思いますので、あとは具体的にどのように進めていくかということだと思います。

私は今日、本件については、地方自治体に対して、いろいろな許認可権を含めて相当の権限お渡ししているというか、任せているという部分が非常に強い分野なのだなということを感じました。

その中で、国ができることは何なのか、あるいは国としてどこまでタッチできるのかと、そういったところが我々との議論になると思います。さもないと、ここに各自治体の皆さんに来てもらわないといけないことになってしまいますので。

どうもありがとうございました。

(関係者退室)

○岡議長　それでは、少し時間が押していますが、今日もう一つ追加で議題が入りました。これは、前回の会議で、我々の見解を取りまとめ、既に会議の見解として発表し、また、厚生労働省に既に伝えている、例のインターネットによる薬の販売の件でございます。

本件についての我々の見解はまとまったわけではありますが、いわゆる国際先端テストの一環という形で、早速個別案件で採用できるものは採用していこうということで、インターネットの薬の販売についても国際先端テストの採用ということで、大田議長代理から発案があって、厚生労働省に対して、先端テストの切り口で質問を出し、それに対する回答が戻ってきた。既に皆さん方のところにも御連絡が行っていると思いますが、そのことについて、あの回答では十分ではないので、これからどういう対応をしていくかということについて、大田議長代理から御説明をいただいて皆さんの意見があればということで進めたいと思います。

○大田議長代理　最初に厚生労働省に海外がどうなっているかとお質問して言って、来た答えが十分ではありませんでしたので、インターネット販売は対面より危険であるとして、インターネット販売を禁止している国がどこにあって、あるとしたらどういう薬かということ再度お尋ねしまして、その答えが来ております。お配りしてください。このペーパーは、記者会見の資料にもお配りしてください。

今、お手元に行くと思いますが、ただ1つだけ事例が書かれておまして、アメリカではインターネットで販売する際の米国医薬品食品庁が国民向けにインターネットを通じて一般用医薬品を購入する場合の起こり得る危険性について注意喚起を行っているという答えがありました。

ただ、これは注意喚起の例ですので、インターネット販売が対面販売で危険であるとしている事例は、現時点では見当たらないということを示すものではないかなと、私は受け止めております。それで、今、議長の御提案にあった、この会議としてどうするかということですが、世界最先端を行っているわけですから、諸外国においてインターネット販売を禁止している事例が現時点で見当たらないにもかかわらず、日本において一般用医薬品のインターネット販売を禁止する場合には、なぜ日本だけが特別に必要なのかということ

を明確にお示しいただきたいという要請をも厚生労働省に出してはどうかと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。今、大田議長代理からの御説明はペーパーにあるとお
りですが、この点について何か皆さんの方から御意見があればお伺いしたいと思います。
いかがでしょうか。

どうぞ。

○鶴委員 これは、またもう一回書面で回答を受けるということですか。

○大田議長代理 いえ、今検討中なわけですから、私どもの提言を受けて、1類から3類
まで禁止しないということであれば、それはそれでいいですし、仮に禁止するということ
であると、なぜ日本だけが特別なのかということをお示しいただきたいという意味です。

○岡議長 よろしいですか。

○鶴委員 はい。

○岡議長 森下さん、どうぞ。

○森下委員 その点に関してなのですけれども、第1類、第2類、第3類という基準があ
るのが、多分日本くらいなのです。ですから、その基準がどうなっているかというのがま
ず重要であって、海外のケースでいうと、多分医療用の薬と、それから薬局で買える薬と
いうのが、薬局で買える分が非常に大きくて、日本でいうと、我々医者しか出さないよう
な、正直、副作用のある薬も薬局で売っているのです。

ですから、そのところの国際的な事例から見ていかないと、恐らく回答ができないの
ではないかと思うのです。

ですから、日本自体の薬局での販売の仕方というのが、これも多分変わっているのだと
思うので、そのあたりからを含めて御回答してもらうほうがいいのではないかと思います
けれども。

○岡議長 どうぞ。

○大田議長代理 今の点は、最初いただいた資料が薬局で販売しているものと書かれてお
りましたので、少なくとも薬局で販売しているもので、インターネット販売を禁止してい
るものがあるかという質問を投げかけています。

○森下委員 例えば、薬局で売っているものが、ロシアなんかだと、遺伝子治療の薬まで
売っている状況なのですね。日本だと、最先端医療で、厚生労働省のめちゃくちゃ厳しい
認可がないとできないものを薬局で売ったり、アメリカであれば、かなり有名な薬害を起
こしたような薬も普通に売っている状況がある。

そういう意味では、その1類、2類のところの分類を含めて、恐らくもう一度そこを
ちゃんと書いてもらわないと、インターネットで売っているものの中身が大分違う可能性
もあるので、回答しにくいのではないかと。そういう意味では、単純に薬局で売っているも
のというのではなくて、全体的な日本の薬局で売っている仕組みも書いてもらって、その
上でインターネットで売っているものはどうなっているかと、そういうふうにやらないと、

多分しゃべっている内容はかなり異なっていると思います。ですから、そののところも含めて御質問されたらいかがかと思います。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 今の点なのですけれども、この答えは、どこそこの国では禁じているものがありますと、そういうのがあってから今の議論をしてもいいのかなど。今のだと、ないということであれば、あまりそこは議論しなくてもいいような気もいたします。

○岡議長 他にいかがですか。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 注意喚起ということであれば、たばこなんかを販売するときもされていますし、要は、前に無法地帯とかという話もありましたけれども、やはり薬事法の中で、その枠はかかっているわけですね。

それから、今、森下先生のお話なのですけれども、むしろ他の諸外国では、日本では薬局で買えないようなものも売られていると。

おっしゃる話はあれですか、インターネットだと、かなり限定して売っているというような、そこに大きな差があるわけですか。それを関係なしに売っているのであれば、より問題のあるものを売っているかもしれない諸外国でも明示的にインターネットで販売しないということをやっておれば、よけい日本のやり方がおかしいのではないかという話になるのだと思うのです。

だから、あまり日本が1類、2類、3類という、ある意味でそれがどのくらい特殊なのかということも、私は素人で存じ上げないのですが、もう少し国際比較というのをきちんと議論してもらわないと、ここは明らかにインターネットの対面販売との差分のところを見ている話なので、そこをよく考えないと、私は、その差をどれくらい大きくするかということに、あまり国際的な違いが、いろいろな要因で出てくるとは、私は思いません。それで、いろいろ我々が見ている範囲内でもそういう事例がないということは、やはり基本的にないということなのですね。

それを、ここに本当に来ていただいて説明していただかないと、この話はこんな書面でやりとりをしても、全くらちが明かないなということなので、もう最終的なところで御判断されるということは、私はそれでいいと思うのですけれども、もうこれ以上やりとりしても、もう問題にならないというのが私の見解です。

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○森下委員 反対している方の意見というのは、薬害にあった患者さんとか、そういう方々が厚生労働省の委員会でも反対しているのです。

そうすると、厚生労働省が反対しているという話なのか、それとも厚生労働省が調整役になっているだけの話であって、一体どこに対して何を言えばいいかというのは、少し見

えないところがあると思うのです。

實際上、先ほど言いましたように、日本の薬局で売っているのは非常に狭い範囲でしかない。というのは、やはりそういう声が日本では非常に国民の方では多くて、何でもかんでも薬局で売るといことは、必ずしも欧米のように、皆さんの意見が一致していない。というのが前提にあると思うのです。

そういう意味では、なぜ薬局で売っているものが、こういうものに限られていて、その上で対面販売のような制度があるのかというところを考えないといけない。

そこでインターネットと、果たして対面で本当に差があるかどうか。これは、皆さんが言われるように、私もないと思うのですけれども、なぜそこを薬害の患者さんなど皆さんこだわっているのかというところを、やはり聞いておかないと、前回も言いましたけれども、ここは丁寧な議論が必要だと思うのです。そういう意味では、ちゃんと呼んで一度話を聞いたほうが、私はいいのかなと思います。

○岡議長 大田さん。

○大田議長代理 提言そのものは、この会議としては出していますので、単に海外の事例はどうですかと聞いたものが納得できなかったのをやりとりをしたと。

したがって、これがファイナルな回答ならば、日本だけ特別という理由を、インターネット販売を禁止する場合には説明してくださいという意味です。

○森下委員 禁止をすることも言っていないのですね、現状は、今、議論をしているというお話ですね。

○大田議長代理 結論が出たらということです。

○岡議長 いろいろ意見をいただきましたけれども、冒頭大田議長代理が言われたように、私どもの見解のとおりやっただけならば、それでよろしいわけですね。

ただ、私どものもう一つのテーマである「国際先端テスト」という手法を導入していいかどうかということについても皆さんの御同意をいただいていますので、その切り口でこの項目を見たときに、その回答が十分でないので、もう一度その点についての回答をくださいということで、我々の見解を変えるわけでもないし、ということで受け止めたらよろしいのかなと。

したがって、我々はもう既に見解を提示しているけれども、国際先端テストという、その点だけで、まだ十分な回答をいただけていないのでお願いしますと、そういう位置付けでこれを考えるということで、本質論は既に終わっていると、そういうことでいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○岡議長 では、そのような形で、国際先端テストとしてフォローするのだということで御了解をいただきたいと思います。

若干時間をオーバーしましたがけれども、今日は盛りだくさんだったのですけれども、皆さんの熱心な議論で十分中身の濃い議論ができたと思います。

最後に、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

○滝本室長 次回の会議日程は、調整の上、改めてまた事務局の方から御連絡申し上げます。

○岡議長 お忙しいところ、どうもありがとうございました。